

佐賀県告示第二百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年九月二十一日から平成二十四年十月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
<p>県道 厳木富士線</p>	<p>佐賀市富士町大字市川字葛尾一〇一 四番二地先から 佐賀市富士町大字荳木字持万三五五 番地先まで</p>	<p>平成二四・九・二一</p>
	<p>佐賀市富士町大字市川字葛尾一〇五 六番一地先から 佐賀市富士町大字市川字葛尾一〇五 一番一地先まで</p>	<p>”</p>